

## 武蔵野市高等学校等修学給付金支給要綱の一部を改正する要綱

武蔵野市高等学校等修学給付金支給要綱（平成29年7月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（修学給付金の申請）</p> <p>第5条 修学給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、高等学校等修学給付金支給申請書兼請求書（第1号様式）に必要な書類を添えて武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。</p> <p>2 申請者は、当該年度の7月1日から9月15日までの間に</p>	<p>（修学給付金の申請）</p> <p>第5条 修学給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、高等学校等修学給付金支給申請書兼請求書（第1号様式。<u>以下「申請書兼請求書」という。</u>）に必要な書類を添えて武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、申請者は、申請書兼請求書に代えて、当該申請書兼請求書に記載すべき事項の入力及び添付書類を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、教育委員会指定の電子申請を用いて教育委員会に申請することができるものとする。</u></p> <p><u>3 申請者は、当該年度の7月1日から9月15日までの間に</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>項の追加</p> <p>項の線下げ</p>

<p>前項の規定による申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に申請できないと教育委員会が認める場合は、この限りでない。</p> <p><u>3</u> 教育委員会は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容について審査し、支給することを決定したときは高等学校等修学給付金支給決定通知書（第2号様式）により、支給しないことを決定したときは高等学校等修学給付金不支給決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（修学給付金の支給）</p> <p>第6条 教育委員会は、前条第<u>3</u>項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者が指定する預金口座への振込みにより、支給決定後速やかに修学給付金を支給するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>前2項の規定による申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に申請できないと教育委員会が認める場合は、この限りでない。</p> <p><u>4</u> 教育委員会は、第1項及び第2項の規定による申請を受けたときは、その内容について審査し、支給することを決定したときは高等学校等修学給付金支給決定通知書（第2号様式）により、支給しないことを決定したときは高等学校等修学給付金不支給決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（修学給付金の支給）</p> <p>第6条 教育委員会は、前条第<u>4</u>項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者が指定する預金口座への振込みにより、支給決定後速やかに修学給付金を支給するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>字句の改正</p> <p>項の繰下げ及び字句の追加</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。